博物館学関係授業 学芸員資格について

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員である。学芸員補は学芸員の職務を補助する役割を担う。

次の三つのうち、いずれかに該当すれば資格を取得したことになる(博物館法第5条第1項一・二・三)。

- 1) 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの。
- 2) 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの。
- 3) 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者。

なお、具体的な施設としては、博物館・美術館の他、水族館や動物園、各種の資料館など、公民館・図書館 を除く、多くの社会教育施設があげられる。

琉球大学では学内外の強い要望により、平成7 (1995) 年博物館学関係授業を開講しているが、平成24年4月1日から「博物館法施行規則の一部を改正する省令」が施行されることになった。これは、人々の知的関心に応える「地域文化の中核的拠点」としての博物館を支える学芸員の高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるように大学などにおける学芸員養成課程の養成科目の改善と充実を図ることを目的にしたものである。

そこで、琉球大学においても、この新科目に対応すべく、下記のように博物館学芸員の新課程を設置するものである。

1. 琉球大学における博物館学関係授業科目の一覧

必修科目

法令上の科目	単位数	本学における提供科目	単位数	提供学部
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	国際地域創造学部
博物館概論	2	博物館概論	2	国際地域創造学部
博物館経営論	2	博物館経営論	2	国際地域創造学部
博物館資料論	2	博物館資料論	2	国際地域創造学部
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	国際地域創造学部
博物館展示論	2	博物館展示論	2	国際地域創造学部
博物館教育論	2	博物館教育論	2	国際地域創造学部
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	国際地域創造学部
博物館実習	3	博物館実習 I	2	国際地域創造学部・
				理学部
		博物館実習Ⅱ	2	国際地域創造学部
計	1 9		2 0	

選択科目

単位数	本学における提供科目	単位数	提供学部
1	文化史	2	国際地域創造学部
	琉球史研究V	2	人文社会学部
1	美術理論・美術史基礎	2	教育学部
	美術理論・美術史 A	2	教育学部
1	考古学 I	2	国際地域創造学部
1	社会人類学 I	2	国際地域創造学部
	民俗学 I	2	国際地域創造学部
1	物理学概論	2	理学部
1	化学概論	2	理学部
1	生物学 I	2	理学部
1	地学概論	2	理学部
	単位数 1 1 1 1 1 1 1 1	1 文化史 琉球史研究V 1 美術理論・美術史基礎 美術理論・美術史A 1 考古学 I 1 社会人類学 I 民俗学 I 財理学概論 1 化学概論 1 生物学 I	1 文化史 2 琉球史研究V 2 1 美術理論・美術史基礎 2 美術理論・美術史A 2 1 考古学 I 2 1 社会人類学 I 2 民俗学 I 2 1 物理学概論 2 1 化学概論 2 1 生物学 I 2

*選択科目については、上記 8 分野の中から 2 分野以上にわたり、それぞれ 1 科目 2 単位以上、計 4 単位以上を選択履修するものとする。

2. 博物館に関する科目の単位修得証明書

本学において、所定の科目の単位を修得した者には、願い出により「博物館に関する科目の単位修得証明書」を交付する。